

# 固定資産税 ～土地の課税標準額の据え置き措置(令和3年度限り)～

令和3年度税制改正により、新型コロナウイルス感染症の影響で経済活動や生活を取り巻く状況が大きく変化したことを踏まえ、地価上昇などに伴い本来であれば課税標準額が上昇する土地について、令和3年度に限り令和2年度の課税標準額と同額に据え置くことになりました。

対象となるのは、負担水準が100%未満(住宅用地以外の宅地については、60%未満)で、令和2年度から地目や地積などの変更がない土地に限ります。詳しくは、お問い合わせください。

負担水準とは…土地の前年度課税標準額が本年度の評価額(本来の課税標準額)に対してどの程度まで達しているかを示すもの

$$\text{負担水準} = \frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{本年度評価額(住宅用地は軽減後の課税標準額)}}$$

【問い合わせ】税務課資産税係 ☎0824-73-1144

# 国民健康保険税 口座振替キャンペーン実施中

自動エントリー  
申し込み不要

県内全市町を対象に国民健康保険税の「口座振替」を促進するキャンペーン(第1期)を実施しています。次の条件に該当する人の中から抽選で賞品が当たります。ぜひこの機会に、便利で安心な「口座振替」をご利用ください。

【問い合わせ】収納課収納係 ☎0824-73-1511

【キャンペーン期間(第1期)】 7月21日(水)まで

## 【賞品】

- 「広島3大プロ」ペアチケット(9月以降観戦・鑑賞用) 県内全体で『各50組』  
「広島東洋カープ」「サンフレッチェ広島」「広島交響楽団」いずれかのペアチケット
- QUOカード(1,000円分) 県内全体で『2,000人』

【対象者(条件)】下記の全てを満たす世帯主が対象です。

- ①7月21日時点で「口座振替登録」を行っている。
- ②7月21日時点で世帯に国民健康保険の被保険者がいる。
- ③納期限が到来している国民健康保険税について未納がない。

※当選者の発表は賞品の発送をもって代えます。(8月下旬以降順次発送予定)

※「口座振替」の手続きは、「市税等口座振替依頼書」を金融機関窓口へ提出してください。手続きは、通帳と届け出印が必要です。(口座振替依頼書は、市内各金融機関、市役所(収納課、各支所地域振興室・市民生活室)にあります)

5月は、固定資産税1期、

軽自動車税種別割定期の納付月です。【納期限:5月31日(月)】

- ◇「口座振替」の人は、納期限の前日までに残高確認をお願いします。
- ◇納付でお困りの人は、収納課収納係(☎0824-73-1511)にご相談ください。

# 『自動車税種別割は5月31日までに納めましょう』

納税は、金融機関、コンビニエンスストアの他、口座振替、電子納付、インターネットを利用したクレジットカード納付、スマートフォン決済アプリ「PayPay」「LINE Pay」を利用した納付などが利用できます。

詳しくは県ホームページ「県税のページ(自動車税)」をご覧ください。

【問い合わせ】広島県北部県税事務所 ☎0824-63-5181(内線3133、3134、3135)



# 固定資産税納税通知書の見方・ポイント



令和3年度の固定資産税納税通知書は5月10日(月)に発送します。

納税通知書には、本年1月1日現在で所有している土地、家屋、償却資産から算出した税額のほか、土地、家屋の評価額などの明細を掲載していますので、内容の確認をお願いします。

住所変更、土地の地目変更、家屋の解体・新築などの異動がある場合は、同封のはがきに変更内容を記入し投函してください。

なお、所有している土地、家屋、償却資産それぞれの固定資産税の課税標準額の合計が、いずれも右記の金額(免税点)に満たない場合は、税額が0円のため通知はありません。

【免税点】

土地	家屋	償却資産
30万円	20万円	150万円

封入内容と納税通知書の見方などは次のとおりです。

## 封入内容

- ・固定資産税納税通知書(8枚つづり)
- ・納付書4枚(「口座振替納付」の人は封入されていません)
- ・住所変更、地目変更および家屋異動の申告用はがき
- ・チラシ(「口座振替のご案内」「空家に関するご案内」)
- ・課税明細書(土地、家屋が61件以上ある人のみ)

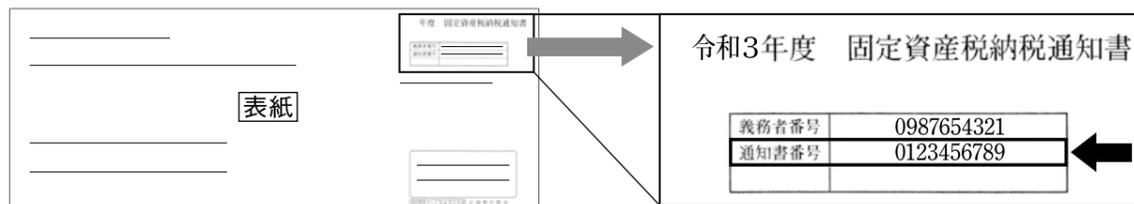
## 納税通知書の見方

### ●1枚目(表紙)

- ・共有名義、被相続人名義または納税管理している名義分は、本人名義とは別の通知書になります。
- ・電話でお問い合わせの際は、通知書右上の「通知書番号」をお知らせください。

### ●2枚目 課税標準額と年税額

- ・土地、家屋、償却資産の課税標準額が、免税点未満のものは合計されません。
- ・課税標準額の合計は千円未満、年税額は百円未満を切り捨てます。



### ●3枚目以降 課税明細書

令和3年度 固定資産税(土地・家屋)課税明細書		通知書番号	0123456789	義務者番号	0987654321	備考
資産	所在地 ① (家屋番号)	登記地目又は現況種類、用途 ② (家以外)	評価額 ④	軽減税額 ⑤	所有者 ⑥	負担水準(%) ⑦
土地	中本町一丁目〇〇番〇	宅地	3,303,000			
家屋	中本町一丁目〇〇番〇 (〇〇-〇)	住宅 木造	550,500	住宅用地	560,000	101
			200.00			
			30.00			
			60.00			
			以下	余	白	

① 土地、家屋の所在地番  
登記家屋は枠内右下に括弧書きで家屋番号が記載されています。

② 現況種類、用途  
○上段 現況種類、用途  
○下段 現況構造

③ 現況面積(m<sup>2</sup>)

④ 評価額(円)  
○上段 課税標準額(円)  
○下段 課税標準額を計算する基礎額となり、固定資産税を算出します。

⑤ 新築住宅の税額軽減や、住宅用地の特例などを適用している資産があれば、軽減税額や特例などの名称が記載されています。

⑥ 所有者名納税義務者と異なる場合  
○上段 所有人名納税義務者と異なる場合  
○下段 土地の前年度課税標準額(円)

⑦ 土地の前年度課税標準額が、本年度の評価額に対してどの程度まで達しているかを示しています。  
住宅用地ではない宅地は60%未満、それ以外は100%未満の場合、課税標準額が高くなります。※令和3年度除く。詳細は、次の記事をご覧ください。

※61件以上の土地、家屋を所有している人には、61件目以降を別刷りした課税明細書(A4用紙)を同封しています。